

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

大崎市社会福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成27年11月13日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

大崎市社会福祉事務所長が平成27年9月29日付け大崎社第2216号及び平成27年10月16日付け大崎社第2619号で審査請求人 [REDACTED] に対してした費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

大崎市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月29日付け大崎社第2216号で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分甲」という。）及び平成27年10月16日付け大崎社第2619号で請求人に対してした法第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分乙」という。）の取消しを求めらるものである。

2 審査請求の理由

請求人は、概ね次の理由により、本件処分甲及び本件処分乙（これら処分を併せて「両処分」という。）は取り消されるべきと主張する。

- (1) 請求人は、[REDACTED] を切り崩しながら生活を余儀なくされるものであり、両処分に従い、現在の資産のすべてを返還すれば、直ちに生活が立ち行かなくなるものことから、一見して現実的不能を強い、また、自立的生活の再建を阻害することが明白である。
- (2) 請求人はその身体状況から、[REDACTED] の購入を余儀なくされる見通しであるが、両処分は、係る行動すら否定するものであり、一見して現実的不能を強い、また、自立的生活の再建を阻害することが明白である。
- (3) 請求人は、本件 [REDACTED] 後、本件 [REDACTED] により支払い困難となった [REDACTED] 等の解決のため、[REDACTED] の援助を受け、[REDACTED] を受けているが、[REDACTED] の運用上、請求人が生活保護受給者である場合には、[REDACTED]

が得られる余地が存するが、保護廃止となっている以上、請求人の自己負担となる見通しであることから、請求人が最低限の[]及び自立に向けた[]を得るために行ってきたに係る行動すら否定するものであり、一見して現実的不能を強い、また、自立的生活の再建を阻害することが明白である。

- (4) 以上のとおり両処分は、法第63条の趣旨を明らかに逸脱したものであることは明白である。

第2 認定事実及び判断

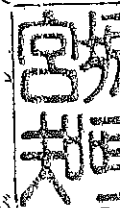
1 認定事実

関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成18年10月17日、[]で[]に遭ったこと。
- (2) 請求人は、平成21年12月15日付けで、処分庁に生活保護申請を行い、同日付けで保護開始が決定されたこと。
- (3) 請求人は、平成27年7月22日に、処分庁を訪れ、[]を受けられることになったことから、自立した生活を目指したいとの相談を行い、[]の挙証資料として、[]及び[]が入金された預金通帳を提示したこと。
- (4) 処分庁は、(3)の預金通帳に、平成27年3月20日に[]円及び[]円、同年6月24日に[]円の入金があったことを確認したこと。
- (5) 処分庁は、平成27年8月20日に、請求人代理人に対して、[]に係る法第63条の費用返還義務等について説明を行ったこと。
- また、請求人の代理人は、[]を、自立に向けた生活資金として活用できないか相談したが、処分庁の職員は、費用返還義務は免除できない旨を伝えたこと。
- (6) 処分庁は、平成27年8月21日付け大崎社第154679号で、保護を停止したこと。
- (7) 処分庁は、平成27年9月29日付け大崎社第2216号で、同年3月20日に請求人が給付を受けた[]合計[]円について、法第63条に基づく費用返還処分をした(本件処分甲)こと。
- (8) 処分庁は、平成27年10月16日付け大崎社第2619号で、請求人が給付を受けた[]及び[]の合計[]円のうち[]円について、法第63条に基づく費用返還処分をした(本件処分乙)こと。
- (9) 処分庁は、平成27年9月25日付け大崎社第156359号で、保護を廃止したこと。

2 判断

- (1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とし、費用返還義務について規定している。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の間40の答(1)では、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」は、自立更生のた



めの用途に供される額として認められるとしている。

- (4) 「生活保護手帳別冊問答集2015」(以下、「別冊問答集」という。) [redacted] は、
[redacted]に係る法第63条に基づく返還額の決定について、
[redacted]
[redacted] こと及び世帯の自立助長等を考慮し、 [redacted] としてい
る。
- (5) 別冊問答集問 [redacted] は、 [redacted]
[redacted]における法第63条に基づく返還額の決定について、 [redacted]
[redacted]
[redacted]としている。また、別冊問答集問13-6では、 [redacted]支給されること
となった [redacted]等の資力の発生時点は、 [redacted]が生じた日であり、 [redacted]
[redacted]又は [redacted]を資力の発生時点とは取扱わないとしている。
- (6) 上記(1)から(5)までを踏まえ、本件審査請求を検討する。

両処分的前提となる1の(4)の入金についてであるが、これは、 [redacted]
[redacted]並びに [redacted]及び [redacted] (以下「これら [redacted]等」という。)
と認められる。これら [redacted]等は、法第63条で規定する資力に該当するものであり、同条
によると、被保護者は、資力の発生時点以降に支払われた保護費の範囲内において、保護の
実施機関が決定する額を返還しなければならないとしており、この規定に基づき処分庁は両
処分を決定しているが、請求人は、この両処分の決定に当たっての資力の発生時点に係る処
分庁の判断に誤りがあり、両処分が違法となる旨主張することから、まず当審査庁としては、
両処分に係る資力の発生時点についての処分庁の判断の適正性について確認する。

本件処分甲についてであるが、平成27年3月20日付けの [redacted]
[redacted]によると、その支給の対象とする期間は、平成24年5月13日
から平成26年5月12日までとされており、この通知に記載される期間を踏まえ、処分庁
は、当該給付に係る資力の発生時点を平成 [redacted]年 [redacted]月 [redacted]日と判断しているものであり、こ
のことに誤りは認められない。

また、本件処分乙についてみると、その対象とする [redacted]は、
[redacted]をその要件とし、 [redacted]として、以後定期に支給されるもの
である。よって、資力の発生日を、支給事由発生日である平成 [redacted]年 [redacted]月 [redacted]日とした処分
庁の判断に誤りは認められない。

- (7) 次に、処分庁が、返還対象額から自立更生費を控除しなかったことについて検討する。
本件処分甲は、 [redacted]をその対象とするものであ
ることを踏まえれば、(3)及び(4)に示す自立更生費の認定の可否を検討する余地があったも
のであるが、処分庁から提出されたケース記録票によれば、請求人は、法第63条に基づく
費用返還処分が行われる以前の平成27年8月20日に自立更生費の認定についての相談を
行ったが、その際処分庁の職員は、費用返還義務の免除はできない旨を回答し、それ以降も
調査及び検討を行うことなく本件処分甲を決定しており、手続きとして不十分な点があった
と言わざるを得ない。
- また、本件処分乙は、 [redacted]を遡及して受給した
ものであり、その取扱いは、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平
成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」に



よれば、
自立更生費の認定は厳格に対応するよう求められるものではあるが、
など本人の責めによらないやむを得ない事由がある場合、事後の相談であつても控除を認める場合があるとされており、
の受給にあたっての経緯を一切考慮せず判断したことは、妥当とは言い難い。

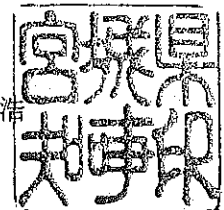
- (8) なお、請求人は反論書において、生活保護を受けていなければ他の医療保険等の関係で医療費全額負担とはならなかったこととの均衡を著しく失すること及び請求人に不誠実性は存在しないことを、両処分を違法とする理由として併せて主張するが、(4)のとおり、医療に要した費用についてはその全額が返還対象となること及び請求人の不誠実性については、両処分の決定においてその根拠とはされていないことから、その主張に理由はない。

第3 結論

以上のとおり、両処分は不当な点が認められるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年7月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



更 正 決 定

審査請求人

同 代 理 人

同 代 理 人

処 分 庁 大崎市社会福祉事務所長

審査請求人[REDACTED]が平成27年11月13日付けで提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、平成28年7月6日に当審査庁が決定した裁決に誤りがあるので、次のとおり決定する。

主 文

上記裁決の第3中「第40条第2項」とあるのを、「第40条第3項」に更正する。

平成28年 7月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

